

ヤマザキ動物看護大学大学院学則（案）

令和3年4月1日制定

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条～第4条）
- 第2節 組織編制（第5条～第7条）
- 第3節 職員組織（第8条～第12条）
- 第4節 学年、学期及び休業日（第13条）

第2章 修学年限及び在学年限

- 第1節 修業年限及び在学年限（第14条・第15条）
- 第2節 入学（第16条～第21条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第22条～第32条）
- 第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍（第33条・第34条）
- 第5節 課程の修了及び学位の授与（第35条・第36条）
- 第6節 賞罰（第37条）
- 第7節 外国人留学生、研究生、科目等履修生・特別聴講生・委託研究性（第38条～第43条）
- 第8節 検定料、入学金及び学費等（第44条～第50条）
- 第9節 育英・奨学（第51条）

第3章 施設及び設備（第52条～第54条）

第4章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 ヤマザキ動物看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」という教育理念に則り、学部教育を基盤に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め科学の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の自己点検・評価の事項及びその実施体制等については、別に定める。
（情報開示）

第3条 本大学院は、教育研究活動等の状況について刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本大学院は、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項に規定する研修及び研究の実施方法については、別に定める。

第2節 組織編制

（研究科・目的）

第5条 本大学院に動物看護学研究科修士課程を置く。

2 前項の動物看護学研究科修士課程の入学定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
動物看護学研究科	動物看護学専攻	5人	10人

3 動物看護学研究科は、「生命（いのち）を生きる」を教育理念とし、生命を尊重する倫理観を備え、幅広い視野と創造性をもった豊かな人間教育を行うことを目的とする。高度化する動物医療に鑑み、動物看護学に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする。人と動物の豊かな共生社会を構築する必要性に鑑み、人と動物の関係に関する学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする。「One World-One Health」の国際的な概念に鑑み、公衆衛生の教育・指導に貢献するため、学術的理論及びその応用を深く教授研究することを目的とする。

（図書館）

第6条 本学図書館に本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

2 本大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託研究生は、前項に規定する図書館を利用することができる。

（事務局）

第7条 本大学院に事務局を置く。

第3節 職員組織

（教職員）

第8条 本大学院に、研究科長、教授、准教授、事務職員その他の職員を置く。

2 任免及び職務については、別に定める。

- 3 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有するヤマザキ動物看護大学（以下「本学」という。）の教員が担当する。ただし、学長は、理事長の承認を得て、兼任教員に授業を担当させることができる。

第9条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科を掌理する。
- 3 研究科長は、本学学長（以下「学長」という。）、副学長または学部長の兼任を妨げない。

（職員組織）

第10条 本大学院の職員組織は、本学の職員組織をもってあてる。

- 2 本大学院の事務は、本学事務局がこれにあたる。

（研究科委員会）

第11条 本大学院に研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

- 2 研究科委員会は、学長及び動物看護学研究科（以下「研究科」という。）の専任教員をもって構成する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて研究科の教育研究を統轄する。
- 5 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 その他研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第12条 本大学院の研究科運営に必要な各種委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

（学年、学期、休業日及び授業期間の学則準用）

第13条 学年、学期、休業日及び授業期間については、本学学則の規定を準用する。

第2章 修業年限及び在学年限

第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限及び在学年限）

第14条 本大学院の標準修業年限を2年とし、所定の単位修得、修士の学位論文提出及び審査並びに最終試験を課する。

- 2 学生は4年を越えて在学することができない。

（長期履修学生制度）

第15条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、研究科委員会の議を経て許可することができる。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 本大学院の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（学校教育法第102条）
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）
- (3) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 学校教育法第104条第2項の規定により文部科学大臣の定める学位を授与された者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第155条第1項第2号）
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育法施行規則第155条第1項第3号）
- (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学指定校）を修了した者（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）
- (8) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者（学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2）
- (9) 文部科学大臣指定専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法施行規則第155条第1項第5号）
- (10) 各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- (11) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者が、その後入学する本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (12) 本大学院において、個別の入学資格審査により認められた者で22歳に達した者（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）

(入学出願の手続)

第18条 本大学院の入学志願者は、本大学院所定の入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて出願しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考及び合格者の決定)

第19条 入学志願者には、別に定めるところにより、選考を行い、研究科委員会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 20 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日内に第 44 条に定める入学金のほか、授業料等を添えて、手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学及び転入学)

第 21 条 本大学院に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位の認定は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 第 1 項の規定により、再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者又は他の大学に在学中の者で、転入学により当該大学を退学する者とする。

4 第 1 項の規定により、入学を許可された者についての履修方法は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第 22 条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目等)

第 23 条 本大学院の授業科目及び単位数は、別表第 1 に定めるところによる。

2 授業科目の必修及び選択の区分並びに履修方法等については、本学則によるほか、別に定めるところによる。

3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画を予め明示するものとする。

(修了単位数等)

第 24 条 修士課程においては、所要の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けるものとする。

(単位の計算方法)

第 25 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義・演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の講義・演習をもって 1 単位とする。

- (2) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の実験・実習及び実技をもって 1 単位とする。
- (2) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組合せに応じ、総時間数が 45 時間となる授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 26 条 授業科目を履修し、所定の試験又は論文審査に合格した者には、単位を与える。
(成績評価等)

第 27 条 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口述試験又は研究報告等によって決定する。各授業科目の成績評価は、S、A、B、C、D の 5 段階をもって表示し、S、A、B、C を合格、D を不合格とする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(本大学院以外の大学院科目の履修)

第 28 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他大学大学院において授業科目を修得した場合、合計 10 単位以内を前条に規定する単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 29 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条に規定する単位と合せて 10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(学位論文の提出等)

第 30 条 本大学院においては、在学期間中に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

- 2 学位論文は、学長に提出するものとする。

(教育方法の特例)

第 31 条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示)

第 32 条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第 4 節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

(休学、復学、転学、退学及び除籍の学則準用)

第 33 条 休学、復学、転学、退学及び除籍については、次の第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、本学学則の規定を準用する。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、休学期間を延長することができる。

3 休学期間は、標準修業期間に算入しない。ただし、6か月に達しない場合は、正規の休学が成立しないものとしてさかのぼって休学許可を取り消す。

(留学)

第34条 教育研究の上で有益と認められる場合は、本大学院の学生が外国の大学及び大学院に相当する高等教育機関（以下「大学等」という。）並びに研究機関への留学を許可することができる。

2 前項による留学は、第14条に定める期間に算入する。ただし、第14条第2項に定める年限を超えることはできない。

3 大学等に留学し、修得した単位を、第28条及び第29条に規定する単位と合わせて10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 留学について必要な事項は、別に定める。

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第35条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第36条 前条の規定により修了を認定された者には、修士（動物看護学）の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(賞罰の学則準用)

第37条 賞罰については、本学学則の規定を準用する。

第7節 外国人留学生・研究生・科目等履修生・特別聴講生・委託研究生

(外国人留学生)

第38条 外国籍を有し、第17条の規定に該当する者が、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を希望した場合は、学長は、選考の上、研究科委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、第34条に関する規定を除き、正規の学生についての規定を準用する。外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

3 前項の外国人留学生に対しては、第23条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生)

第 39 条 本大学院を修了した者のうち本大学院で研究を継続することを願った者については、教育研究に支障のない範囲において、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

2 他の大学院を修了した者又は本大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者について、学長は、前項に定められた手続きを経て研究生として入学を許可することができる。

3 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 40 条 本大学院において、特定の科目を履修しようとする者については、教育研究に支障がない範囲において選考の上、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、科目等履修生として、入学を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験に合格したときは、第 26 条及び第 27 条の規定を準用して当該科目の単位を付与することができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第 41 条 本大学院において、他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生を、教育研究に支障がない範囲において、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、特別聴講生として、入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

(委託研究生)

第 42 条 本大学院において、官公庁又は外国政府その他の機関から、特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、学長は、教育研究に支障のない範囲において、研究科委員会の審議を経て、委託研究生として、入学を許可することができる。

2 委託研究生に関する事項は、別に定める。

(研究生等への大学院学則の準用)

第 43 条 特別の規定のない限り、この大学院学則を研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託研究生に準用する。

第 8 節 検定料、入学金及び学費等

(入学検定料及び学費)

第 44 条 入学検定料及び学費は、別表第 2 に定めるところによる。

(学費等の納期)

第 45 条 学費その他の納入金は、別に定める指定の期日までに納入しなければならない。

(学費の不返還)

第 46 条 納入した学費は、原則として返還しない。

(復学した場合の授業料)

第 47 条 復学の許可を受け、復学したときは、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料)

第 48 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限を超えて在学する者の学費等)

第 49 条 修業年限を超えて在学する者の当該学期分の学費等については、第 44 条の規定にかかわらず別に定める。

(休学者の在籍料)

第 50 条 休学を許可された者は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第 9 節 育英・奨学

(育英及び奨学)

第 51 条 本大学院に、育英及び奨学に関する制度を置く。

2 本大学院の育英及び奨学に関する制度については、別に定める。

第 3 章 施設及び設備

(講義室等)

第 52 条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

2 教育研究上支障を生じない場合には、本学の施設及び設備を共用することができる。

(機械、器具等)

第 53 条 本大学院には、必要な機械、器具、標本等を備えるものとする。

(厚生施設)

第 54 条 学生は、本学厚生施設を利用することができる。

第 4 章 雑則

(大学院学則の改廃)

第 55 条 この大学院学則の改正及び廃止は、研究科委員会の意見を聞き、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この大学院学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第23条関係)

教育課程

(動物看護学研究科)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
基礎科目	生命倫理学特論	1 前	1			
	動物愛護・福祉特論	1 前	2			
	動物看護学 I	1 前	2			
	動物看護学 II	1 前		2		
	動物看護学演習	1 前		1		
	動物人間関係学特論	1 前	2			
	動物人間関係学演習	1 前		1		
	ヒトと動物の環境科学特論	1 前	2			
	動物看護教育特論	1 後	1			
	研究方法論	1 前	1			
小計 (10 科目)		—	11	4		
専門科目	動物看護学領域	応用動物看護学 I	1 後		2	
		応用動物看護学演習 I	2 前		1	
		応用動物看護学 II	1 後		2	
		応用動物看護学演習 II	2 前		1	
		小計 (4 科目)	—	0	6	
	動物人間関係学領域	応用動物人間関係学 I	1 後		2	
		応用動物人間関係学演習 I	2 前		1	
		応用動物人間関係学 II	1 後		2	
		応用動物人間関係学演習 II	2 前		1	
		小計 (4 科目)	—	0	6	
	インターンシップ	インターンシップ	2 通		1	
		小計 (1 科目)	—	0	1	
	研究特別	特別研究	1 後～2 通	10		
小計 (1 科目)		—	10	0		
合計 (20 科目)		—	21	17		

別表第2（第44条関係）

入学検定料及び学費

（動物看護学研究科）

（単位：円）

事項		金額	備考
入学検定料		30,000	
入学金		150,000	学校法人ヤマザキ学園の卒業生は免除
学費	授業料（年額）	800,000	
	施設設備費（年額）	150,000	
	小計	950,000	

注1 学費は1年次、2年次共通

ヤマザキ動物看護大学大学院研究科委員会規程（案）

令和3年4月1日 制定

（趣旨）

第1条 この規程は、ヤマザキ動物看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）

第11条第2項の規定に基づき、ヤマザキ動物看護大学大学院動物看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の運営について定めるものとする。

（構成）

第2条 研究科委員会の構成は、大学院学則第10条第2項に定める者をもって構成する。

2 学長が必要と認める場合、研究科委員会構成員以外の出席を認め、意見を聴くことができる。

（招集）

第3条 研究委員会の招集は、学長が行う。

2 定例研究委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

3 学長が必要と認めた場合及び構成員の3分の2以上が審議の必要性を認める議案がある場合は、臨時研究委員会を招集することができる。

4 研究委員会は、管理運営上重要な会議であることに鑑み、やむを得ず出席できないときは、あらかじめ学長の下承を得なければならない。

（議長）

第4条 研究委員会の議長は、学長とする。

2 学長に支障のあるときは研究科長が、また学長、研究科長ともに支障のあるときは学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（研究委員会の成立）

第5条 研究委員会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、海外出張者、公務出張者、長期欠勤者及び休職者を除く。

（議題の提出）

第6条 研究委員会の審議事項及び報告事項は、事前に学長に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（議決）

第7条 議決は、出席者の過半数を必要とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（研究科委員会の審議事項）

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議の上、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 教育、研究に関すること
- (2) 教育課程に関すること
- (3) 学生の入学、修了に関すること
- (4) 学位の授与に関すること
- (5) 学生の編入学、再入学、留学及び除籍に関すること
- (6) 学生の厚生補導に関すること
- (7) 学生の賞罰に関すること
- (8) 教員の教育研究業績等の審査に関すること
- (9) 学則及び諸規程に関わる事項
- (10) 第1号から第7号までに規定するもののほか、学長が意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- (11) その他、研究科に関する事項

2 前項第10号に規定する事項を学長が定めるに当たり、研究科委員会の意見を聴くものとする。

3 研究科委員会は、学長がつかさどる本学大学院研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 教授会は、議事内容を記録（以下「議事録」という。）し、次回の研究科委員会で確認しなければならない。

2 議事録は、事務局が作成し、保管するものとする。

(委員会)

第10条 研究科委員会は、教育・研究の遂行及び諸案件の審議を円滑に進めるために、それ等に対応した委員会を設けることができる。

2 委員会の組織、運営等については別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改正及び廃止は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が定め、理事長に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。